

審 査 基 準

令和7年3月4日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 42 条第 3 項において準用する第 22 条第 6 項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第 63 条、第 43 条第 3 項 (機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14 日以内
申 請 先 : 交付申請を行った警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :